

●香川県監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成20年7月4日

香川県監査委員	平 木 享
同	水 本 勝 規
同	鍋 嶋 明 人
同	野 田 峻 司

- 1 監査対象部局 環境森林部
- 2 監査対象年度 平成19年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
環境保健研究センター	平成20年4月21日
直島環境センター	〃
環境管理課	平成20年5月14日
環境政策課	平成20年5月16日
みどり保全課	〃
廃棄物対策課 (資源化・処理事業推進室)	〃
みどり整備課	平成20年5月22日
森林センター	〃
西部林業事務所	平成20年5月23日
東部林業事務所	平成20年6月11日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 業務委託契約について

県産木材を利用した商品開発業務委託について、当初契約段階における金額及び期間の検討が不十分であった。(みどり整備課)

イ 契約等の事務処理について

委託契約締結に伴う見積書、委託料支払いに伴う請求書及び前渡金支払を証する領収書において、日付が空欄のものがあった。(環境保健研究センター)

(3) 検討指示事項

該当事項なし